

栗東から声援を届けましょう！

オリンピック・女子バレー日本代表

田代 佳奈美 選手



頑張れ！田代選手、木村選手、近藤選手。



本市出身の3人の選手がリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックに出場されます。

田代佳奈美さん（25歳・安養寺出身・東レアローズ）が女子バレー日本代表としてオリンピックに出場。木村敬一さん（25歳・綾出身・東京ガス）が競泳（視覚障害）男子の日本代表として、近藤寛子さん（49歳・小野在住・滋賀銀行）が視覚障害者マラソン女子の日本代表として、それぞれパラリンピックに出場。

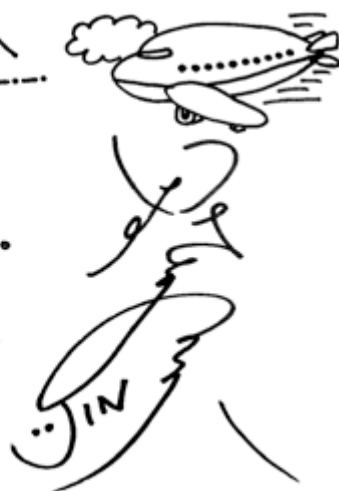
オリンピックは8月、パラリンピックは9月に開催されます。広報9月号では、パラリンピック出場の特集記事として、木村選手と近藤選手を詳しく紹介します。

日頃の練習の成果が存分に発揮できる大会になるように、3人の選手に、栗東から大きな声援を届けましょう！

栗東市の皆さんへ

後悔しないよう
精一杯戦います!!
応援よろしくお願いします。

#20 田代 佳奈美



セッターを務める田代選手の背番号は「20」で、初のオリンピック出場です。

オリンピックでの女子バレー日本の予選は、初戦が8月6日(出)の韓国戦。一丸となったチームプレーで初戦突破につながるトスが期待されます。

オリンピック・パラリンピックに

パラリンピック・競泳（視覚障害）男子代表

木村 敬一 選手

パラリンピックは3度目の出場。前回のロンドン大会では、日本代表選手団の旗手を務め、男子100m平泳ぎで銀メダル、男子100mバタフライで銅メダルを獲得。

日本を代表する水泳選手として、今回の大会でも活躍が期待されています。



パラリンピック・視覚障害者マラソン女子代表

近藤 寛子 選手

今回の大会から正式種目となった「視覚障害者マラソン女子」で初のパラリンピック出場。自己ベストタイムは3時間18分5秒。

信頼する伴走者や支える人々とともに、「チーム近藤」でリオの舞台に臨みます。



①②感動に包まれた、近藤さんの講演会 ③メッセージを本人に手渡し



**シルバー世代も応援
近藤選手に激励メッセージ**

市内では、小野在住の近藤さんの激励会などが開催され、多くの声援が届けられています。

7月1日は、栗東市シルバー人材センターが主催し、近藤さんが「あきらめない心〜マラソンとの出会いから」と題して講演。会場は大きな感動に包まれました。

参加者は、近藤さんを応援する歌の合唱や花束の贈呈で激励するとともに、近藤さんへの応援メッセージを書きました。

集まった多くのメッセージは、後日、本人に手渡されました。

台風シーズンに備えましょう



気象情報の収集

台風は気象情報を収集することで、余裕をもって行動することが出来ます。気象情報を活用して台風が来る前に安全点検を行いましょう。

農業用施設の点検、確認

農地、用排水路、ため池、堰、水門の点検、確認をしましょう。
※降雨でいつも冠水する農地や、氾濫の危険がある水路などをあらかじめ集落内で確認し合い、情報を共有する



台風前に用排水路の安全点検が大切

- ※用排水路を清掃し、故障箇所があれば補修する
- ※水門、堰を操作し故障、問題がないか確認する
- ※台風前に対策できるような水門、堰などの操作について誰がどこを行うかなど、事前に確認し合う
- ※傾斜地の農地は排水溝を設け、崩壊や土壌浸食を防止する
- ※非常時の応急資材（土のう、杭、ロープなど）を準備する
- ※ため池は、堤に崩れや変形がないか、池内に枯木、雑物などはないか、用排水路や取水施設が機能低下していないか確認する



■水稻の共同防除を実施

お米を病害虫から守るため、7月下旬から8月中旬にかけて、一斉防除が行われます。

住宅に近い農地では、地上から農地に向けて人による防除を実施します。まとまった農地では、無人ヘリコプターを作業員が操作して農薬を散布します。

どちらも早朝作業になります。皆様のご理解をお願いします。

■あぜ草を燃やさないで

雑草を燃やしたことによる、煙の苦情、ボヤ、延焼などの事故がおきています。

刈り草などは燃やさないようにしてください。

- ※大雨が予想されるときは用排水路やため池などの水位を下げておく
- ※ため池や用排水路付近には、子どもが近づくと恐れがあるため、事故が起こらないよう日頃から安全性を確認する
- 人命第一です。事前対策は、台風接近前に余裕をもって行いましょう。
- 事後対策の作業や、ほ場の見回りなどは気象情報を確認し、風雨が治まってから行ってください。

☎ 551-0124 FAX 551-0148
間農林課 農政係

土砂災害に注意

大雨が続くと地盤が緩み、がけ崩れや土石流などの土砂災害が起こりやすくなります。

急傾斜地付近にお住まいの人は、土砂災害発生の危険度が高まった時に、テレビ・ラジオや防災無線などを通じて発表される「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。

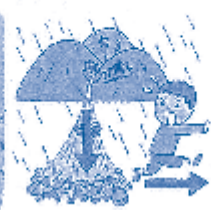
土砂災害からの避難

雨に注意しましょう



長雨や大雨で危険と思ったら、土砂災害警戒情報、避難情報に注意して、早めに避難しましょう。

逃げ方を覚えましょう



土石流はスピードが速いため、土砂の流れる方向に対して直角に逃げましょう。避難できない場合は、建物の2階や崖から離れましょう。

避難場所を決めておきましょう



日頃から家族で避難場所や避難場所までの道順を決めておきましょう。大雨の時、崩れやすい崖や水が溢れるおそれがある河川や水路は避けましょう。

間道路・河川課管理・用地係

☎ 551-0292 FAX 552-7000

危機管理課 総合防災・危機管理係

☎ 551-0109 FAX 551-0149



環境政策課 生活環境係

☎ 551-0341
☎ 554-1123

そのごみ、大丈夫？今一度確認を

破砕ごみの中に、中身の入っているカセットボンベ、スプレー缶やガスライターの入っていることが原因で、ごみ収集車で火災が発生しています。

平成26年度は1件、平成27年度は2件、本年度も1件発生し、大変危険です。

カセットボンベ、スプレー缶やガスライターに含まれるガスは、火気や静電気で引火することがあります。使い切ってから、必ずガス抜き・穴あけをして金属ごみの日にそれぞれの専用のコンテナに出しましょう。

また、充電式電池から発生した事例もありますので、充電式電池は電気店またはスーパーなどの「リサイクル協力店」に出してください。

りっとうの
商工振興

新規事業で中小企業や創業希望者をバックアップ

市では、中小企業振興とまちづくりを両輪で進めることで、より住み続けられるまち栗東を目指しています。その一環として、市民の皆さんとの共通理解を深めるため、「りっとうの商工振興」シリーズを掲載しています。今月号では「信用保証料助成制度」「ビジネスチャンス拡大『りっとう元気力向上相談会』」を紹介します。

信用保証料助成制度

中小企業などの負担軽減と経営基盤の強化を目指し、地域経済の発展につなげるため、信用保証料助成制度を拡充・延長します。

■対象融資：平成28年4月1日から平成32年3月31日までに融資実行された下記の資金

■助成額：対象融資に係る信用保証料に助成割合を乗じた額を助成します。上限額は制度期間を通じて50万円

■対象者：法人の場合は、市内に事業所を有し、個人の場合は、市内に住所または事業所を有する人（開業資金、小口簡易資金は別途規定あり）

制度	資金名		助成割合
滋賀県中小企業振興資金融資制度	セーフティネット資金	新規枠	10分の2
		借換枠	10分の2
	緊急経済対策資金	新規枠	10分の2
		借換枠	10分の2
	開業資金		※10分の2
栗東市小規模企業者小口簡易資金			10分の3

※開業資金は、平成28年4月1日から平成30年3月31日の間は10分の3

ビジネスチャンス拡大

「りっとう元気力向上相談会」

経営や創業に関するあらゆる相談に対応する「ビジネスチャンス拡大『りっとう元気力向上相談会』」を滋賀県よろず支援拠点（滋賀県産業支援プラザ）との連携で開催しています。

相談会では中小企業診断士や税理士、ファイナンシャルプランナーなどの各種専門家が栗東市商工会の創業支援担当者が相談に対応します。

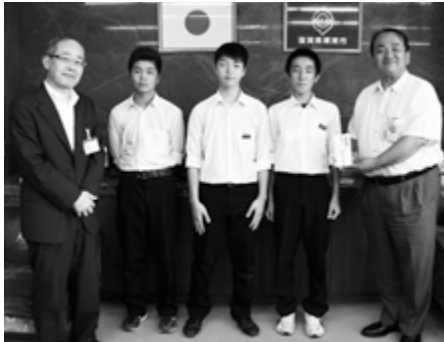
毎月第4月曜日に開催で事前予約制となっており、無料で何回でも利用可能です。気軽に相談ください。

※信用保証料助成制度、りっとう元気力向上相談会ともに、詳細は市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

☎ 551-0236 ☎ 551-0148
商工観光課 商工振興係



熊本地震災害募金箱設置・義援金受付を延長



熊本地震災害募金箱の設置・義援金受付の実施期間を平成29年3月31日まで延長します。

皆さんからの温かい支援や協力により、現在（平成28年6月24日締め）募金・義援金合わせて195万9240円が集まりました。

引き続き、ご協力をよろしくお願い致します。

7月19日には栗東中学校生徒会の皆さんが中学校で集めた義援金を市に届けてくれました（写真）。貴重な義援金は日本赤十字社を通じて被災地に届けます。

岡社会福祉課 社会福祉係
☎ 551-0118
FAX 553-3678

7月1日は

「びわ湖の日」

滋賀県では7月1日を「びわ湖の日」と定めており、この前後の期間で環境保全に取り組む自治会が今年も多くありました。

昨年9月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行されました。その中で、琵琶湖を「国民的資産」と位置付けています。健全で恵み豊かな湖として保全や再生に取り組むことにより生活環境の保持と健全な発展に寄与し、湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を目指すとしています。

本年4月に国で基本方針が定められたことを受けて、現在滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しています。

国や関係地方公共団体が講ずべき施策の対象が森林、農地、市街地、河川、湖辺、湖内など広範多岐に渡る幅広い分野となりますので、今後皆様のご協力をお願い致します。



岡環境政策課 環境政策係
☎ 551-0336
FAX 554-1123

今年もやります！「生き方カフェ」

「生き方カフェ」って？

周りの人や自分の最期を考え見つめる集いとして平成25年より年5回開催しています。

第15回目となった7月21日は「うまく生きる生き方々賢く相続」のテーマで自分の旅立ちの備えとして自分や大切な人が円満に暮らすことに役立つの話題提供の後、グループでディスカッションをしました。



今年の内容は？

「生き方カフェ」の年5回開催のうち、1回はフォーラムを開催しています。

昨年は、周りの人や自分の最期を考え見つめる人を一人でも増やそうと昨年11月に栗東芸術文化会館さくら中ホールで「さあ来い！老後シンポジウム」と在宅看取りの写真展を同時開催し、約700人が参加しました。

今年はその第2弾として、実行委員10人と「ためになる」フォーラムを目指して取り組んでいます。

今年のフォーラムでの講演は、講師に檀本真幸さんをお招きします。

檀本さんは、医学博士で保健所長、愛媛大学医学部附属病院医療福祉支援センター長を経て本年度から滋賀県医療福祉推進アドバイザーとして活躍中です。

「入院してもすぐに退院になる」など医療や福祉の不安や心配ごとについて「なぜ、そのようになったのか」から「このようにしたいらいい」という今後のあり方についてまで、「ためになる」話が聞けます。まさに、生活者の正義の味方のお医者さんです。皆さんの来場をお待ちしています。

「生き方カフェ」フォーラム

- ・日時…11月5日(土) 13時30分～16時
- ・場所…さくら中ホール
- ・内容…檀本真幸さんの講演など



岡地域包括支援センター
☎ 551-0285
FAX 551-0548



子育て情報

～熱中症を予防～

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。

屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、重症になると命にかかわることもあります。暑さの感じ方は人によって異なりますので、体調の変化に気をつけ、熱中症を正しく理解し、予防に努めましょう。

＜熱中症予防のポイント＞

- ☐ 部屋の温度をこまめにチェック
- ☐ 室温は 28℃を超えないように、エアコンや扇風機を活用
- ☐ 室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分補給
- ☐ 外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も
- ☐ 無理をせず、適度に休憩
- ☐ 栄養バランスの良い食事と体力づくり



＜熱中症になった場合の応急処置＞

1. 涼しい場所に移動し、衣服を緩めて安静に休ませる
 2. エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて体を冷やす
(特に、首の回り、脇の下、足の付け根など)
 3. 飲めるようであれば、水分を少しずつ取らせる
- ※自分で水が飲めない、意識がない場合はすぐに救急車を呼びましょう。

■高齢者や子どもは特に注意しましょう。

- ・高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しています。また、暑さに対するからだの調整機能も低下しているので注意が必要です。
- ・子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調節するよう心がけましょう。

健康増進課 母子保健係

☎ 554-6100 FAX 554-6101

～夏季の省エネに取り組みましょう～

家庭のエネルギー消費の50%以上は電気です。家庭で省エネを進めるには電気の使い方を見直す必要があります。エアコンの冷房の28℃設定、「よしず」などで窓の日差し対策、冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変更、テレビの省エネモード設定など家庭内で無理のない範囲でご協力をお願いします。

■「おうちで、ご近所でクールシェア」

ひとり1台のエアコン使用をやめて、家族みんなが集まって1台で楽しく過ごす。また、近所や友人で集まってコミュニケーションしながら省エネ・節電に取り組みましょう。

■「みんなで出かけクールシェア」

家庭のエアコンなどを消して、涼しいところに集まり、楽しみながら省エネ・節電に取り組みましょう。



環境政策課 環境政策係

☎ 551-0336 FAX 554-1123

固定資産税に関する各種届出

■所有者が亡くなったとき

固定資産税は毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに課税されます。

土地・家屋の所有者が賦課期日前に亡くなった場合には、法務局に相続登記が完了するまでの間、相続人を代表して納税通知書を受領し、納付していただく「相続人代表者指定届」の提出が必要です。

■家屋（建物）を取り壊したとき、所有権を変更したとき

取り壊された家屋が登記家屋である場合は、法務局に建物滅失登記の申請を行ってください。取り壊された家屋が未登記家屋（法務局に登録されていない家屋）の場合は、「家屋（建物）取壊届」を提出してください。

また、未登記家屋の所有者を売買・相続などにより変更する場合は、「所有権移転申立書」を提出してください。

提出先・問合せ…税務課 資産税係

☎ 551-0105 FAX 551-2010